○総務省令第百二十八号

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第十六条の規定に基づき、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則（昭和四十二年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㊞」を削る。

様式第三号から様式第六号までの様式中「㊞」を削る。

様式第七号中「㊞」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、令第一号
環境省

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項並びに第十条第一項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、棚田地域振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

棚田地域振興法施行規則の一部を改正する省令

棚田地域振興法施行規則（令和元年総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、令第一号）環境省）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四まで中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。